規　則

人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）に基づき、人事院規則二―八（人事院の顧問及び参与）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和七年七月一日

人事院総裁　川本　裕子

人事院規則二―八―三

人事院の顧問及び参与の一部を改正する人事院規則

人事院規則二―八（人事院の顧問及び参与）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（顧問） **第一条**　人事院に、顧問若干人を置くことができる。 ２～５　（略）	（顧問） **第一条**　人事院に、顧問一人を置くことができる。 ２～５　（略）

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―二（俸給表の適用範囲）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和七年七月一日

人事院総裁　川本　裕子

人事院規則九―二―七六

人事院規則九―二（俸給表の適用範囲）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―二（俸給表の適用範囲）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（指定職俸給表の適用範囲） **第十五条**　指定職俸給表は、次に掲げる職員に適用する。 一・二　（略） 三　会計検査院事務総局次長、内閣衛星情報センター所長、内閣府審議官、防災監、公正取引委員会事務総長、警察庁次長、警視総監、カジノ管理委員会事務局長、金融国際審議官、デジタル審議官、総務審議官、外務審議官、財務官、文部科学審議官、厚生労働審議官、医務技監、農林水産審議官、経済産業審議官、技監、国土交通審議官、地球環境審議官及び原子力規制庁長官 四～九　（略）	（指定職俸給表の適用範囲） **第十五条**　指定職俸給表は、次に掲げる職員に適用する。 一・二　（略） 三　会計検査院事務総局次長、内閣衛星情報センター所長、内閣府審議官、公正取引委員会事務総長、警察庁次長、警視総監、カジノ管理委員会事務局長、金融国際審議官、デジタル審議官、総務審議官、外務審議官、財務官、文部科学審議官、厚生労働審議官、医務技監、農林水産審議官、経済産業審議官、技監、国土交通審議官、地球環境審議官及び原子力規制庁長官 四～九　（略）

附　則

この規則は、公布の日から施行する。